

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①台風:久米島町防災計画

以前、琉球弧は台風銀座と言われていた。ここ数年は直撃する台風は少ないもののフィリピンで発生した熱帯低気圧が北上とともに台風になることが多い。久米島地域では平成28年10月に台風18号が直撃し、電柱が倒れるほどの台風18号が襲来した。最大風速48.1M 最大瞬間風速59.7M を観測した。非住家6件、倉庫全壊3件、部分破損13件、電柱10本が倒壊、高圧変電所8か所の損傷があった。

②洪水:ハザードマップ

久米島町のハザードマップによると、本会が立地する地域において、4メートルの津波・高潮が予想されているほか、市街地の商業地区の多くが3メートルから3メートルの高潮などの予想地域である。

③土砂災害ハザードマップ

当久米島町のハザードマップによると、特別の地域に限らず、6か所(地域)において、土石流危険渓流箇所、急傾斜崩壊危険個所が点在している。

④地震:

沖縄地域では、本土に比べて地震が少ない地域のように感じられるが、沖縄周辺では年間1万5千回前後の地震を観測している。

⑤感染症など:

新型コロナウイルス感染症は令和2年2月に中国武漢市で初めて確認され全世界に猛威をふるってきた。久米島地域では31名が陽性判定を受けたものの、令和3年10月以降陽性者は確認されておらず、令和3年11月には第五波が沈静化している。感染を水際で防ぐため、空港や港においては徹底的な感染対策を実施している。空港においてはPCR検査を実施している。さらに陽性判定が出るまでの一時待機施設(3棟)を確保した。

(2) 商工業者の状況

商工業者数:546事業所(2016年現在)

小規模事業者数:542事業所(2016年現在)

【その内訳】

| | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考(事業所の立地状況等) |
|--------|-------|---------|---------------|
| 製造業 | 117 | 116 | 町内に広く分散している |
| 建設業 | 21 | 21 | 町内に広く分散している |
| 卸・小売 | 99 | 99 | 人口集積地に立地が多い |
| サービス業 | 119 | 116 | |
| 飲食・宿泊業 | 81 | 81 | 町内に広く分散している |
| その他 | 109 | 109 | |
| 合計 | 546 | 542 | |

(3)これまでの取り組み

[久米島町行政の取組]

- ・久米島町防災計画、久米島町観光危機管理計画の策定、防災訓練の実施
- ・各校区ごとに防災備蓄倉庫を設置し防災備品の備蓄を実施している。
- ・新型コロナ感染症緊急経済対策チームの設置及び会議の開催。担当課である商工観光課と定期的に月2回ほど、綿密な感染防止対策とそれに伴う経済対策の内容等を企画・立案していく会議を開催している。

[商工会の取組]

- ・防災に係る避難訓練参加
- ・災害時の物品・役務供給に係る協定締結。災害における物資毎に行政や民間企業との物品・役務の提供を締結し、災害時の際に、手際よく稼働するように仕組みを作り上げる。
 - ①食料・日曜雑貨②水③照明・情報器具④ガソリン燃料等⑤建設資材⑥建設機械⑦ガス⑧運輸⑨医薬品の取り扱い事業所と協定を交わした。

II 課題

久米島の被災・発生災害における現状は、それについて漫然としか捉えていないことが大きな課題である。災害リスクに対する準備、緊急時の取り組み、協力体制、連絡網などの整備について十分にできていない現状の認識である。加えて、感染症対策において、地域の事業所特に小売店舗や飲食店舗に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良をださないルールづくりや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知できていないことが浮き彫りになっている。

III 目標

- ①島内の事業者に対し自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ②災害の発生時非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、商工会と行政との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ③災害発生後速やかに復興支援が行えるよう、また島内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平常時より構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～ 令和9年3月31日

(2)事業継続力強化支援事業の内容

久米島町と商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

【1. 事前の対策】

1) 地域事業者に対する災害時等リスクの周知

- ①平成30年に締結した「危機発生時の支援活動に関する協定書」や同年7月に策定した久米島商工会危機管理マニュアルについて、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな対応対策等に取り組めるようにする。

②商工会報や久米島町広報誌、HP、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。

③事業継続の取り組みに関する専門家を招き、地域事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険等の紹介を実施する。

④新しい生活スタイルとして三密(密接、密閉、密集)を回避し、感染防止について事業者への周知を行うとともに、今後の感染拡大対策につながる支援を強化する。

⑤地域事業者に対し、マスクやアルコール消毒液及びアルコールジェル仕切りパーテーションの配布などを提供する。

2)商工会の事業継続計画の作成

久米島商工会は商工会事業継続に相当する「危機発生時の支援活動に関する協定書」(平成30年度作成)を見直し加筆再作成する。

3)関係団体との連携

- ・久米島において「経済五団体」という任意の集まりがある。その任意団体との事務局レベルでの会合のなかで、協力や連携を深める。(構成団体:①久米島町観光協会②久米島商工会③JA おきなわ久米島支店④久米島町漁業協同組合⑤久米島紬事業協同組合)

- ・連携協力を結ぶ 損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員企業事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや保険の紹介等を実施する。

4)フォローアップ

小規模事業者の事業者 BCP 損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員以外も対象とした普及啓発セミナーを開催する。

5)当該計画における訓練の実施

自然災害(マグニチュード5強の地震及び津波が発生)したと想定し、久米島町と連携し、避難ルートなどの確認、職員、役員、行政との連絡網のチェックを行う。

【2. 発災後の対策】

災害発生時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地域内の被害状況を把握し、緊急対応方針を決定をはじめ、関係機関への連絡等を速やかに進める。

1) 緊急対応の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否報告をおこなう。

携帯電話やSNSを利用した安否確認や業務従事の可否、被害の状況を商工会内と久米島町行政で共有する。必要に応じて、沖縄県商工会連合会や沖縄県関係機関にも報告を行う。

- ・感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所や店舗などの消毒、職員の手洗い、うがいの徹底を行う。

- ・感染症流行は政府による「緊急事態宣言」が出た場合は久米島町における対策本部に基づき当商工会による感染症対策を行う。

2) 緊急対応の方針決定

久米島商工会と久米島町との間で、被害状況やその規模に応じた応急対策の方針を決める。

特に台風・暴風時の例

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる暴風雨時には出勤せず、職員自身がまず安全確認をし、警報解除後に勤務する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割を決める。

- ・おおまかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定する)

| | |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none">・島内約10%以上の事業所で「雨漏りしている」「窓ガラスが割れる」「ドア・壁面の一部が傷つく」「屋根上の水タンクが破損した」比較的軽微な被害が発生している。・島内約1%以上の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」「電柱が倒れる」など大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・島内の1~10%程度で、「雨漏りしている」「窓ガラスが割れる」「ドア・壁面の一部が傷つく」など比較的軽微な被害が発生している。・島内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | ・目立った被害の情報はない。 |

※なお、被害想定にかかわらず、連絡の取れない地域については、大規模な被害が発生しているものと考える。

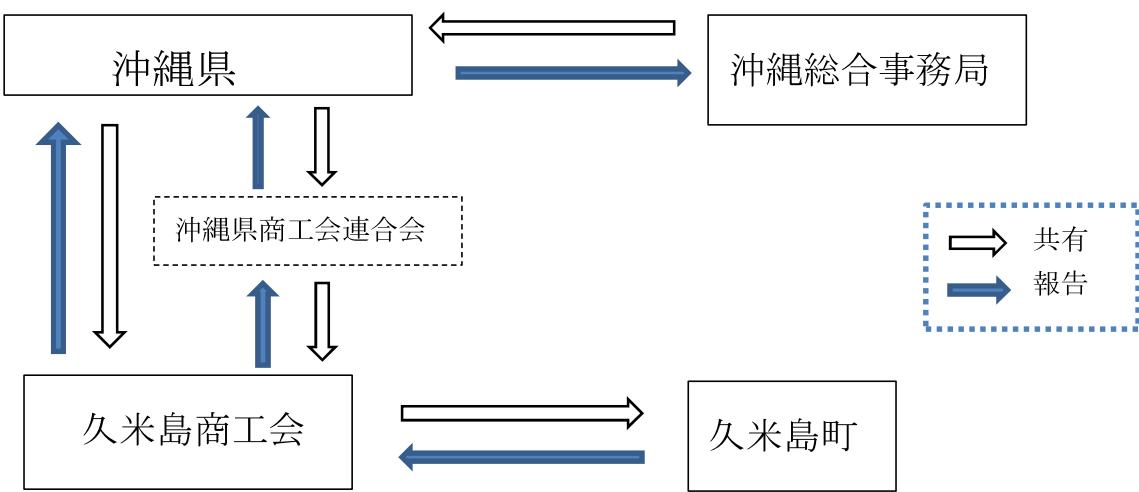
本計画により久米島商工会と久米島町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| | |
|---------|---------------------|
| 発災後～1週間 | 1日に3回連絡する(午前、午後、夕方) |
| 1週間～2週間 | 1日に1回連絡する(午前 及び適宜) |
| 2週間～4週間 | 1日に1回連絡する(午前 及びて適宜) |
| 1ヶ月以降 | 必要に応じて連絡する |

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ①自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令系統を危機管理マニュアルに基づき、円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災箇所、被害地域での活動を行うことについて久米島町の指示に従うこととする。
- ③本会、久米島町は被害状況の確認方法や被害額(合計額、建物、設備、商品等)の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ④本会と本町が共有した被災情報を下記の方法により沖縄県へ報告する。
- ⑤本会は別紙様式により被災状況を、下記の方法により沖縄県に報告する。
- ⑥感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。

[被災状況の報告体制図]



4) 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・災害時の相談窓口の設置については、地区内小規模事業者の被害状況について確認後、当町と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・緊急時に有効な被災事業者施策について、島内小規模事業者等への巡回や会報、HP 活用により周知する。
- ・感染症の場合においては、直接事業活動に家影響を及ぼすこと、またはその恐れがある事業者を対象として支援策や相談窓口の開設を行う。

5) 島内小規模事業者に対する復興支援

- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復興・復旧支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、沖縄本島からの応援派遣依頼を検討する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

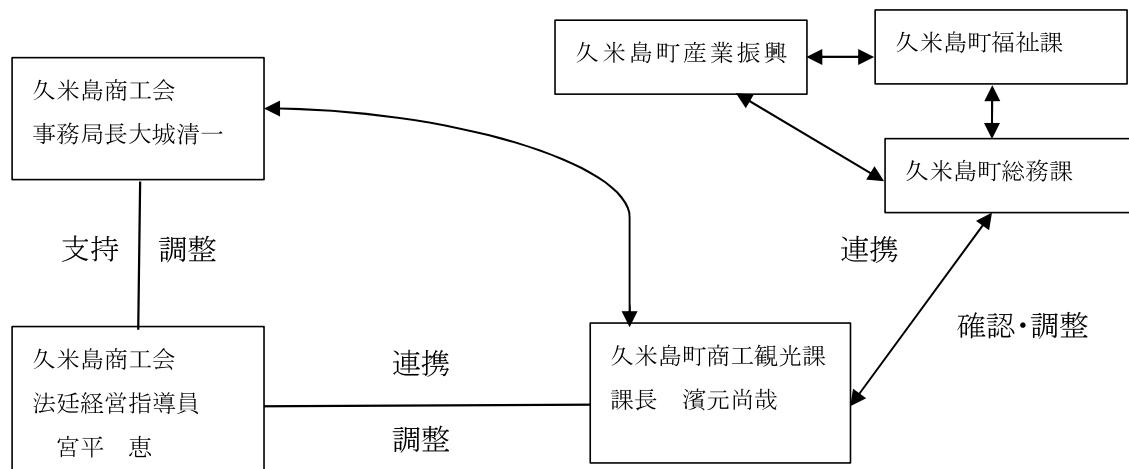
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月28現在)

(1) 実施体制

久米島商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制及び久米島町の総務課、商工観光課との共同体制図である。



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

久米島商工会 経営指導員 宮平 恵
(連絡先: 久米島町字嘉手苅658-1 電話: 098-985-2630)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

(3) 商工会、関係市町連絡先

①久米島商工会

〒901-3121 沖縄県島尻郡字嘉手苅658-1
TEL : 098-985-2630 / FAX : 098-985-2740
E-mail : info@kumejima.or.jp

②久米島町 商工観光課

〒901-3122 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870
TEL : 098-985-7131 / FAX : 098-985-7080
E-mail : syoko@town.kumejima.lg.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

| | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 必要な資金の額 | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 |
| 講習会開催費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 会合運営費 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| パンフ・チラシ作成費 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、久米島町補助金、その他商工会の事業収入などを活用する。

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| 該当なし |
| 連携して実施する事業の内容 |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| 連携体制図等 |